

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 25 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成25年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与について勧告したものです。



島人委第206号  
平成25年10月18日

島根県議会議長 五百川 純寿 様

島根県知事 溝口 善兵衛 様

島根県人事委員会委員長  
中 村 寿 夫

職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理に関して別添のとおり報告し、併せて給与について勧告します。



# 目 次

第1章 職員の給与等に関する報告	1
I 職員の給与に関する報告	1
1 職員給与等の状況について	1
2 民間給与等の状況について	5
3 物価及び生計費について	7
4 都道府県職員の給与について	7
5 人事院の報告概要	8
6 職員給与と民間給与との比較	9
7 給与の改定	11
8 給与制度の改正	11
II 人事管理に関する報告	12
1 人事管理上の課題について	12
III 勧告実施の要請	18
第2章 職員の給与に関する勧告	19
(給与等に関する参考資料)	
1 職員給与実態調査の概要	参考-1
2 民間給与実態調査の概要	参考-26
3 生計費及び労働経済関係	参考-40
4 人事管理関係	参考-44



# 第1章 職員の給与等に関する報告



# 第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成25年4月現在の島根県職員に係る給与及び県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきた。その結果の概要は次のとおりである。

## I 職員の給与に関する報告

### 1 職員給与等の状況について

#### 職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員	
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員
13,934人	12,555人	254人	1,125人

#### (1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されている。その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が37.4%と最も高く、以下行政職30.3%、高等学校等教育職16.4%、公安職11.8%等の順となっている。

また、職員の平均年齢は44.3歳、平均経験年数は22.1年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.3歳（昨年44.1歳）、平均経験年数は22.9年（同22.5年）となっている。（参考資料第1表）

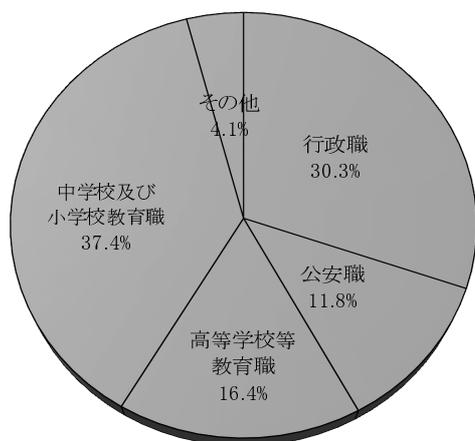
年齢別の職員構成を見てみると、50歳台の職員の占める割合は全体の約3分の1と他の年齢層に比べ高くなっている。また、平均年齢（44.3歳）は10年前（42.1歳）と比較して上昇している。（参考資料第4表）

### 給料表別職員数等

給料表	区分	職員数 (構成比)		平均年齢		平均経験年数	
		平成25年 人	平成24年 人	平成25年 歳	平成24年 歳	平成25年 年	平成24年 年
行政職		3,804 (30.3%)	3,677 (29.5%)	44.3	44.1	22.9	22.5
公安職		1,477 (11.8%)	1,454 (11.7%)	39.0	39.5	17.8	18.5
海事職		46 (0.4%)	46 (0.4%)	40.2	42.0	20.2	21.9
研究職		251 (2.0%)	248 (2.0%)	42.2	42.2	19.1	19.0
医療職 (1)		42 (0.3%)	46 (0.4%)	45.4	44.2	19.4	18.3
医療職 (2)		102 (0.8%)	99 (0.8%)	42.6	43.0	18.7	19.1
医療職 (3)		70 (0.6%)	71 (0.6%)	41.7	41.9	19.4	19.5
高等学校等教育職		2,065 (16.4%)	2,034 (16.3%)	44.3	44.4	21.6	21.7
中学校及び小学校教育職		4,698 (37.4%)	4,779 (38.4%)	46.2	45.8	23.5	23.1
合 計		12,555 (100.0%)	12,454 (100.0%)	44.3	44.2	22.1	22.0

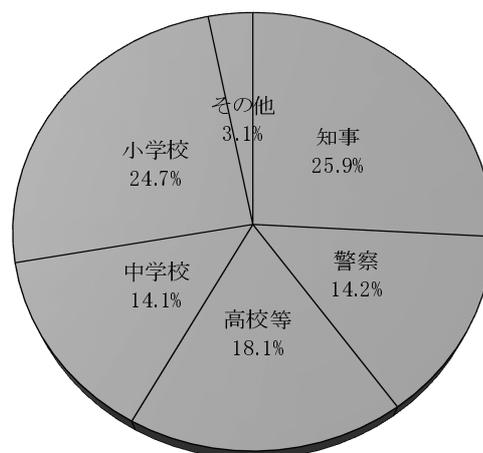
(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比

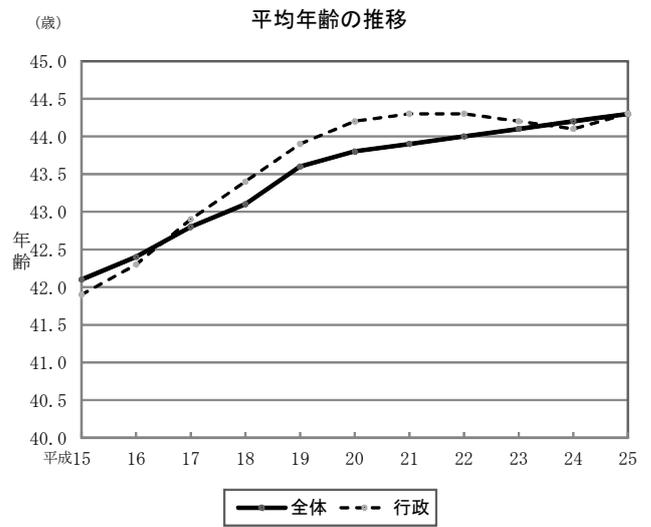
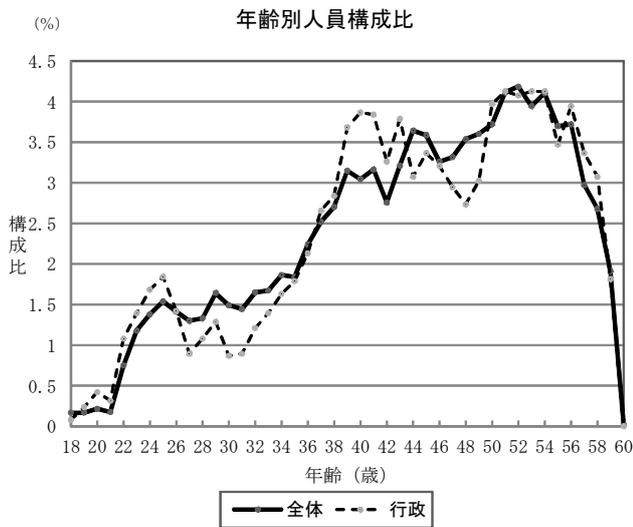


(参考資料第1表)

部局別職員構成比



(参考資料第2表)



## (2) 職員の給与

平成25年4月分の職員の平均給与月額は392,425円で、昨年に比べ2,739円(0.7%)増加しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額は367,445円で、昨年に比べ2,805円(0.8%)増加している。

これは、昨年、県内民間給与水準との均衡を図るため給料表について引上げ改定が行われたこと及び平均年齢が上昇したことによる。

なお、平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置額<sup>(注)</sup>は段階的に引き下げられており、また、その対象者についても年々減少してきている。

(参考資料第7表)

### (注) 経過措置額

現に受ける給料月額が、平成18年3月31日に受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)に達しない職員に支給される、その者の受ける給料月額と切替前給料月額との差額に相当する額。

また、この措置は段階的に引き下げられ、平成27年3月末に廃止されることとなっている。

### 職員の平均給与月額の様況

項目	全職員		行政職の職員	
	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年
給料	365,101	361,758	339,920	336,733
管理職手当	6,203	6,311	7,961	8,195
扶養手当	10,663	10,812	11,683	11,777
地域手当	464	501	603	623
住居手当	3,696	3,661	2,503	2,405
特地勤務手当	3,979	4,163	2,920	3,006
その他	2,319	2,480	1,855	1,901
合計	392,425	389,686	367,445	364,640

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。  
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 3 その他は、単身赴任手当等である。

職員の給与については、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号。以下「管理職手当特例条例」という。）により管理職手当が部長級・次長級で12.5%、課長級で10%減額して支給されている。

また、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間については、職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年島根県条例第19号。以下「給料の臨時特例条例」という。）による減額措置<sup>(注)</sup>も講じられており、当該減額措置が仮に本年4月に実施されていたと仮定した場合の試算による職員の平均給与月額は371,644円、このうち、行政職の職員の平均給与月額は347,112円となる。

- (注) 減額率
- ・部長級・次長級 10%
  - ・課長級 8%
  - ・グループリーダー級・企画員級 6%
  - ・主任級 5%
  - ・主任主事級・主事級 3%

## 2 民間給与等の状況について

職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち 行政職 相当職種
5,026 人	177 人	4,849 人	3,694 人

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所269のうちから層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した145事業所を対象に「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

なお、「職種別民間給与実態調査」においては、従来、公民の給与の比較の対象としている事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられていた「農業・林業」、「宿泊業・飲食サービス業」等の産業は、調査対象産業としてこなかったところであるが、民間給与の状況をできる限り広く把握するため、本年調査から対象を全産業に拡大して実施した。これに伴い、調査の対象となった事業所は、昨年に比べ22増加した。(参考資料第19表)

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、93.8%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,694人及び医師等職種1,155人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

### (1) 本年の給与改定等の状況

#### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で43.1% (昨年36.4%)、高校卒で27.1% (同31.8%) であり、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で95.0% (同82.1%)、高校卒で96.5% (同80.7%) となっている。

(参考資料第23表)

## イ 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.5%（昨年17.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は30.9%（同30.2%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は79.1%（同78.9%）で、ほぼ昨年並みに約8割の事業所において定期昇給が実施されている。昇給額については、昨年と比べて変化がない事業所の割合が全体の50.6%（同35.3%）となっている。

### 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	17.5 (17.7)	30.9 (30.2)	0.0 (0.9)	51.6 (51.2)
課長級	14.4 (17.0)	32.8 (28.6)	0.0 (0.9)	52.8 (53.5)

- （注）1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。  
2 （ ）内の数字は、平成24年の割合である。

### 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	82.4 (85.3)	79.1 (78.9)	18.3 (27.1)	10.2 (16.5)	50.6 (35.3)	3.3 (6.4)	17.6 (14.7)
課長級	77.4 (79.5)	74.0 (72.4)	19.2 (22.0)	10.6 (15.1)	44.2 (35.3)	3.4 (7.1)	22.6 (20.5)

- （注）1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。  
2 （ ）内の数字は、平成24年の割合である。

## （2）雇用調整の実施状況

平成25年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は18.0%（昨年25.0%）となっている。

(単位：%)

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	4.7 (7.1)	7.2 (7.0)	6.1 (4.5)	0.9 (0.0)	3.5 (2.3)	1.1 (1.7)	5.3 (4.5)	3.7 (11.5)	0.0 (1.2)	3.5 (4.4)	18.0 (25.0)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 ( ) 内の数字は、平成24年の割合である。

### 3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△0.7%、松江市で△0.1%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ199,870円、227,650円及び255,410円となっている。

(参考資料第30表、第31表)

### 4 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成24年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、107.5であった。

本県のラスパイレス指数は104.9（平成23年92.9）となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、今回の指数が100を超えているのは、国において平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく給与減額支給措置が講じられていることによるものである。

#### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成24年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
110以上	8
105以上110未満	31
100以上105未満	8
100未満	0
都道府県平均指数	107.5
島根県	104.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

## 5 人事院の報告概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告したが、その概要は次のとおりである。

### 給 与 等 に 関 す る 報 告 の 骨 子

#### ○ 本年の給与等に関する報告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
  - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
  - ・ 減額前の較差（0.02%）が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
  - ・ 上記給与と減額支給措置が行われていることを勘案

##### 給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を实地調査（完了率88.6%）

- \* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較  
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

○ 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前）	76円	0.02%	
（給与減額支給措置による減額後）	29,282円	7.78%	
行政職俸給表（一）…現行給与	（減額前）405,463円		平均年齢43.1歳
	（減額後）376,257円		

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
- \* 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、

改定は行わない

- ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案  
(参考) 減額後の公務の支給月数3.56月分相当

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
  - \* 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
  - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映  
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
  - ・ 技能・労務関係職種の見直し  
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
  - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討
- \* 給与構造改革における昇給抑制の回復  
平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

### Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

- 雇用と年金の確実な接続のための取組
  - ・ 職員に対する周知、希望聴取
  - ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
  - ・ 再任用に関する苦情への対応
  - ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等
- 再任用職員の給与
  - ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
  - ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半
- \* 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討が必要

### Ⅴ 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

## 6 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。（参考資料第20表）

なお、職員給与については、前述のとおり、昨年4月から管理職手当特例条例による減額措置が、また本年7月からは給料の臨時特例条例による減額措置が講じられているところであるが、これらは臨時的・特例的な措置であり、当該減額措置後の職員給与は本来の給与水準とは異なるものであることから、公民比較については、減額措置前の職員給与で行うこととする。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与371,974円に対して職員給与は371,916円であり、58円（0.02%）下回っている。

（参考資料第16表）

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A - B    ((A-B)/B×100)
371,974円	371,916円	58円 ( 0.02% )

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額3.70月分に相当していた。これは、昨年(3.69月分)より増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)と均衡している。（参考資料第27表）

#### 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A - B)
3.70月分	3.70月	0.00月分

## 7 給与の改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

### (1) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、採用の停止・抑制や一時帰休・休業等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年より減少している等、一部改善傾向が見られるものの、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度にとどまっており、また、定期昇給において昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合が約5割となっており、全体として、昨年とほぼ同様の状況にあると考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と、調査対象を全産業に拡大した職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記6(1)のとおり、職員給与が民間給与を58円(0.02%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

### (2) 期末手当・勤勉手当について

前記6(2)のとおり、民間事業所の特別給の支給割合(3.70月分)は、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)と均衡している。

よって、本年については、職員の期末手当・勤勉手当の改定を行わないこととする。

## 8 給与制度の改正

### (1) 昇給・昇格制度の改正について

国においては、昨年の人事院勧告で、世代間の給与配分を適正化する観点から、早期に50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を行うこととされ、昇格制度の改正については平成25年1月1日から既に実施され、また、昇給制度の改正については平成26年1月1日から実施されることとなっている。

本県においては、50歳台の職員の占める割合が高く、当該職員の給与水準も高くなっていることから、その職員の給与水準の上昇をより抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要がある。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度についても国に準じている。このような観点から、昨年本委員会は、昇給・昇格制度の改正について勧告・報告したところであるが、現在制度改正には至っていない。前述の国の実施を踏まえ、本県においても改正を行う必要がある。

なお、実施時期については、昇給制度の改正は、昇給日が1月1日であることを踏まえ、平成26年1月1日から実施することとする。また、昇格制度の改正は、定期人事異動の時期が4月を基本としていることを踏まえ、平成26年4月1日から実施することとする。

## (2) 給与制度の総合的見直しについて

国においては、本年の人事院報告で、平成18年度から実施した給与構造改革については一定の成果を得てきたとする一方、我が国の社会経済情勢の急激な変化等の状況に応じ、一層の取組を進めるべき課題が生じてきていることから、給与制度の総合的な見直しが必要であるとしている。

国における給与制度の見直しは、本県の給与制度にも影響を与えることから、今後の国の動向等を注視していく必要がある。

## II 人事管理に関する報告

### 1 人事管理上の課題について

#### ア 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行い、一定の効果は見られているが、依然として近年の採用試験の受験者数は減少傾向にある。

こうしたことから、今年度の採用試験に際しては、大学卒業程度試験の一部の専門試験において、従来の法律・経済分野からの全問必須解答を、さらに経営学、教育学などを加えた、より広い分野からの出題による選択方式に改めたほか、受験者と面接官が相互に意見を交わす討論型個別面接を導入するなど、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としたところである。

今後とも、各試験制度ごとの検証を行うとともに、任命権者との連携を図りながら、適宜、必要に応じて制度の見直しを図っていく。

また、県の仕事の魅力や試験制度などを、受験対象者に広く周知するため、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなど、より効果的な情報発信にも努めていく。

## イ 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に的確に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後こうした取組を一層進めていく必要がある。

## ウ 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るため

には、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

現在本県においては、評価結果の昇給・勤勉手当等の処遇への反映について、警察本部が全職員に対して実施しているが、それ以外では、一般行政職員の管理職に対する勤勉手当への反映に止まっている。

任命権者においては、「I 職員の給与に関する報告」の中で述べた昇給制度の改正による影響も踏まえ、評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度を確立し、処遇への反映を拡大していく必要がある。

## エ 女性職員の能力開発のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要がある。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野への配置を進めてきたところであるが、今後一層、女性職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備への取組が重要である。

また、平成23年5月に策定された「第2次島根県男女共同参画計画」において、管理職に占める女性職員の割合を平成27年度に7.0%とする数値目標も掲げられており、引き続き、女性職員の県の施策・方針決定過程への参画を促進する必要がある。

## オ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきた。

育児・介護のための休暇や育児休業等の利用状況は、次のとおりである。

#### (ア) 育児休業等

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率<sup>(注)</sup>の数値目標を50%として取得率向上に取り組んだところ、平成24年度の取得率は31%と前年度の42%を下回った。これは、男性の育児参加のための休暇取得者数の減少が主な要因であり、育児休業取得者は4人と依然として少ない状況である。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

#### (イ) 介護のための休暇

介護のための休暇の取得者数は、平成23年度の214人に対し昨年度は247人に増加した。特に、平成22年6月新設の短期の介護休暇の取得者が、188人から226人へと増加した。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

### カ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、経済対策、危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は4年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月100時間を超える時間外勤務従事人数が年々増加している。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、任命権者は、昨年2月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでいる。

引き続き当該指針に沿って、学校ごとの実態を踏まえた実効性のある時間外勤務縮減対策に取り組んでいく必要がある。

## キ メンタルヘルス対策

職員の心身の健康を保持増進することは重要であり、とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあっては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題である。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、年度間で増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっており、大きな改善の傾向は見られない。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

## ク 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げが、本年度の定年退職者から開始されることに伴う、公務員の雇用と年金の接続への対応について、本年3月の閣議決定により、国家公務員については、当面、現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。

一方、地方公務員については、国から地方公共団体に対して、当閣議決定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう要請があり、国に準じた取り扱いをすることとなった。

なお、再任用職員の給与水準や手当の見直しについては、人事院において、来年度の民間給与実態調査により民間の実態を把握した上で、必要な検討が進められる予定であり、本委員会としても適切に対応する必要がある。

## ケ 公務員制度改革

公務員制度改革については、本年6月に国家公務員制度改革推進本部において、国家公務員制度改革の基本的方針が決定された。

この方針の中で、幹部職員の一元管理や内閣人事局の設置と人事院の機能移管等について、今後、制度設計を行うこととされ、自立的労使関係制度の措置や地方公務員に関する言及はなかったが、今後の地方公務員制度にも影響を与えるものであることから、引き続き国の動向等を注視する必要がある。

## コ その他（配偶者帯同休業制度）

本年8月に、人事院が、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、国家公務員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）の創設について、意見の申し出を行った。地方公務員の取扱いについては、国家公務員の対応を踏まえ、今後、必要な措置が検討され

る予定であり、本県においても国の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

### Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当特例条例及び給料の臨時特例条例による減額措置については、臨時的・特例的な措置でありやむを得ないものであるとはいえ、当該措置後の職員給与は地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく水準とは異なるものであることから、当該減額措置終了後には、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 第2章 職員の給与に関する勧告



## 第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 昇給制度について

55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員の昇給について、職員の給与に関する条例第4条第5項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあっては、同条例第11条第1項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては、同条例第12条第1項）に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則等で定める基準に従い決定するものとする。

### 2 改定の実施時期

この改定は、平成26年1月1日から実施すること。



## 給与等に関する参考資料

# 目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考－1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考－2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考－3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考－4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考－10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経験年数	参考－14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考－16
第7表	給料表別平均給与月額	参考－17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考－18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考－19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考－20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考－21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考－22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考－23
第14表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考－24
第15表	特定任期付職員の号給別人員	参考－24
第16表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考－24
第17表	給料表別休職者等の状況	参考－25
第18表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考－25
2	民間給与実態調査の概要	参考－26
第19表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考－27
第20表	民間との給与比較における対応関係	参考－27
第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考－28
第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考－36
第23表	民間における初任給の改定状況	参考－36
第24表	民間における昇給制度の状況	参考－37
第25表	民間における家族手当の支給状況	参考－37
第26表	民間における住宅手当の支給状況	参考－37
第27表	民間における特別給の支給状況	参考－38
第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考－38
第29表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	参考－39
3	生計費及び労働経済関係	参考－40
第30表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考－41
第31表	労働経済指標	参考－42
4	人事管理関係	参考－44
第32表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考－44
第33表	時間外勤務の状況	参考－44
第34表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考－45
第35表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考－46

## 1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成25年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成25年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成25年4月1日に在職するもの

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）

(イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

(ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

(エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）

(オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

(ア) 休職期間中の職員

(イ) 育児休業期間中の職員

(ウ) 平成25年4月1日付けで退職した職員

(エ) 再任用職員

### (3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

### (4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均 年齢	平均経験 年数
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
		人	%	%	%	%	%	%	%	歳	年
全給料表	25年	12,555	100.0	64.5	35.5	79.5	5.6	14.8	0.0	44.3	22.1
	24年	12,454	100.0	64.4	35.6	80.5	5.7	13.8	0.0	44.2	22.0
行政職 (中小学校事務職)	25年	3,804	30.3	75.2	24.8	58.8	9.9	31.3	0.1	44.3	22.9
	24年	3,677	29.5	74.8	25.2	61.7	10.0	28.2	0.1	44.1	22.5
	25年	283	2.3	31.4	68.6	7.8	17.0	75.3	0.0	41.6	22.3
	24年	287	2.3	29.3	70.7	9.4	19.2	71.4	0.0	42.9	23.5
公安職	25年	1,477	11.8	95.1	4.9	57.8	1.7	40.5	0.0	39.0	17.8
	24年	1,454	11.7	95.5	4.5	56.3	1.7	42.0	0.0	39.5	18.5
海事職	25年	46	0.4	97.8	2.2	0.0	56.5	41.3	2.2	40.2	20.2
	24年	46	0.4	100.0	0.0	0.0	65.2	32.6	2.2	42.0	21.9
研究職	25年	251	2.0	82.9	17.1	97.6	2.0	0.4	0.0	42.2	19.1
	24年	248	2.0	84.3	15.7	97.6	2.0	0.4	0.0	42.2	19.0
医療職(1)	25年	42	0.3	78.6	21.4	100.0	0.0	0.0	0.0	45.4	19.4
	24年	46	0.4	82.6	17.4	100.0	0.0	0.0	0.0	44.2	18.3
医療職(2) (中小学校栄養職)	25年	102	0.8	55.9	44.1	82.4	17.6	0.0	0.0	42.6	18.7
	24年	99	0.8	59.6	40.4	85.9	13.1	1.0	0.0	43.0	19.1
	25年	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	24年	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療職(3)	25年	70	0.6	1.4	98.6	74.3	25.7	0.0	0.0	41.7	19.4
	24年	71	0.6	1.4	98.6	74.6	25.4	0.0	0.0	41.9	19.5
高等学校等 教育職	25年	2,065	16.4	60.1	39.9	93.6	3.7	2.8	0.0	44.3	21.6
	24年	2,034	16.3	60.9	39.1	93.4	3.9	2.7	0.0	44.4	21.7
中学校及び 小学校教育職	25年	4,698	37.4	47.9	52.1	96.6	3.4	0.0	0.0	46.2	23.5
	24年	4,779	38.4	48.0	52.0	96.5	3.5	0.0	0.0	45.8	23.1

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。  
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局 給料表		知	議	人	監	教	勞	漁	警	高	中	小	計
		事	会	事	査	育	働	業	察	校	学	学	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	25年	3,249	22	10	12	333	6	5	1,777	2,274	1,767	3,100	12,555
	24年	3,173	20	11	12	325	6	6	1,754	2,188	1,777	3,182	12,454
行 政 職	25年	2,806	22	10	12	152	6	5	281	227	99	184	3,804
	24年	2,730	20	11	12	152	6	6	282	171	96	191	3,677
(中小学校事務職)	25年										99	184	283
	24年										96	191	287
公 安 職	25年								1,477				1,477
	24年								1,454				1,454
海 事 職	25年	21				21			4				46
	24年	21				22			3				46
研 究 職	25年	212				26			13				251
	24年	210				25			13				248
医 療 職 (1)	25年	42											42
	24年	46											46
医 療 職 (2)	25年	102											102
	24年	99											99
(中小学校栄養職)	25年												0
	24年												0
医 療 職 (3)	25年	66				2			2				70
	24年	67				2			2				71
高 等 学 校 等 教 育 職	25年					18				2,047			2,065
	24年					17				2,017			2,034
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	25年					114					1,668	2,916	4,698
	24年					107					1,681	2,991	4,779

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						1	1		1
2									
3									
4									
5	3						1		
6									
7		45	1						
8			1						
9	4	5	8						1
10	1	1							
11	6	6	3						
12			4						2
13	8	23	1						5
14		1	1						1
15	6	8	8						4
16	1	2	2						1
17	3	20	3						2
18	1		1						2
19	7	9	21						2
20		1	4						1
21	8	20	2						1
22		2	2						
23	11	5	25	1					
24		5	3						
25	35	6	4						
26		4	3					6	
27	8	6	25	1				7	
28		1	5	1				7	
29	11	6	40	1				3	
30		1	1	2	2			2	
31	43	5	15	6				3	
32	1	1	3	6				1	
33	22	1	28	5	1		1	3	
34	4	1	5	4			1	1	
35	54	5	16	32	1		2		
36	6	4	11	10			1		
37	14	2	55	15			3		
38	3	1	6	8	1		3		
39	5		49	93	2		7		
40	1		16	12	1		3		
41	12		27	16		1	9		
42	1		10	10	1				
43	5		59	46	4				
44			7	12	1		1		
45	6	1	20	20	1				
46	3		11	24	1				
47	4		52	63	1				
48	1		10	11			1		
49	7		13	18	5	1			
50	4		8	12	3	1			
51	4		73	41	7	1			
52	2		4	14	1	2			
53	6		5	7	13	3			
54	1		2	11	2	2			
55	3		10	13	10	2			
56			2	9	4	12			
57			7	42	5	2			
58			7	15	9	5			
59	4		9	21	25	3			
60			4	13	7	20			
61	1		3	34	22	6			
62			3	11	36	5			
63	1		6	19	5	4			
64			5	7	18	23			
65				18	24	36			
66			1	8	8	4			
67			4	23	4	41			
68			5	5	26	32			
69			1	16	9	55			
70			1	14	4	11			
71			2	6	3	23			
72				19	43	19			
73				2	7	14	33		
74				6	2	6	18		
75				9	4	5	13		
76				3	7	54	19		

級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			2	3	7	35			
78			2	4	13				
79			2	2	8				
80			9	12	56				
81			4	8	15				
82	1		2	8	10				
83			5	5	8				
84			10	12	50				
85			3	4	346				
86			1	2					
87			7	3					
88			10	17					
89			4	9					
90			7	2					
91			5	2					
92			1	10					
93			3	24					
94			4						
95			2						
96			2						
97			1						
98									
99									
100			3						
101			3						
102			4						
103			1						
104			5						
105			5						
106			2						
107			5						
108			6						
109			3						
110			4						
111			3						
112			4						
113			10						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	332	198	907	942	902	433	34	33	23
								総数	3,804

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	16								
6									
7									
8									
9	1								
10									
11	11			1					
12									
13	2		1						
14									
15	10		5	2					
16									
17			1						
18				3					
19	8		4						
20									
21	32		1	1					
22				1					
23	13	26	7	1					
24			3						
25	7	3	1	3					
26	6	2	2	1					
27	36	15	6	5					
28	1	3	1	3					
29	10	8	6	6					
30	4	4	1	1	1				
31	8	23	8	3	1				
32	1	3	4						
33	5	9	8	3	1				
34	1	5	2	2					
35	3	21	10	5					
36		4	5						
37	4	8	10	4	1				3
38		4	2	1					
39	1	14	16	9		1			
40		3	5	3					
41	6	9	9	3	1				
42		10	7	2					
43	2	10	16	3	1				
44		4	2	2					
45		14	8	8	1	1			1
46		9	7	1	1				
47		6	6	3	4				
48	1	4	3	1	1				
49		5	8	3	2				
50		3	6	3		2			
51		5	6	2	2				
52		2	1	3					
53	3		4	1					
54		1	3	3	1	1			
55		2	3	2	1	1			
56		1	5	1		1			
57	1		3	5	1	2	1		
58			5	4	1	1			
59		2	8	4					
60			2	2	2	1			
61			10	3	1				17
62		1	2	3	1				
63			1	5	4	1			
64		1	2	2	5	1			
65			3	2	2				
66			1	1	4				
67			4	2	2		9		
68			1	3	3	1	1		
69			1	3	3	2			
70			2	5	5	2	1		
71			8	7	4	1	1		
72			2	2	2	1			
73			6	2	2	2	5		
74			1	1	9	2			
75			6	5	2		5		
76			1	3	7	5	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	6	1	27		
78				7	8	1			
79			2	2	4	1			
80				2	3	2			
81			1	4	16	3			
82				2	3	1			
83			2	2	12	6			
84				3	7	1			
85				1	4	80			
86				1	5				
87				1	6				
88				5	4				
89			2	2	4				
90				2	5				
91				5	5				
92				3	4				
93				1	57				
94			2	4					
95				4					
96				3					
97				2					
98				2					
99				1					
100				3					
101				2					
102			1	5					
103				3					
104				3					
105				5					
106				3					
107				1					
108			1	6					
109				3					
110				1					
111			1	2					
112				5					
113			1	2					
114				3					
115				1					
116				6					
117				7					
118				7					
119				7					
120				6					
121				1					
122				3					
123				2					
124				4					
125				22					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140				1					
141				1					
142									
143									
144									
145									
計	193	244	281	330	232	125	51	17	4
								総数	1,477

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5	2				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	1				
14					
15					
16					
17					
18		1			
19					
20			1		
21		1			
22			1		
23					
24					
25	1				
26					
27		1			
28					
29		1			
30			3		
31	1		1	1	
32		1			
33					
34					
35		1			
36			1		
37			1		
38					
39			1		
40				1	
41	1				
42					
43					
44					
45	1				
46				1	
47	1				
48		1	1		
49					1
50					
51			1		
52					
53			1		
54					
55					
56	1				
57	2				
58					
59					
60			1		
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69				1	
70					
71					
72				1	
73	1			1	
74				1	
75					
76			1		

級 号給	1	2	3	4	5
77					
78					
79					
80					
81				1	
82				1	
83			1		
84					
85					
86					
87					
88			1		
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
計	12	7	17	9	1
総数	46				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1		2			
2					
3					
4					
5		2			
6					
7		1			
8					
9		3			
10					
11		2			
12					
13					
14					
15		3			
16					
17					
18		1			
19					
20					
21		9			
22		1			
23					
24					
25		6			
26			1		
27		2	1		
28					
29		2			
30			1		1
31		1			
32		2	2		
33		2	1		
34			3		
35		2			
36			5		
37		2	2		
38		2	1		
39		1	1		
40		1	7		
41			2		
42		2	1		
43		4		1	
44		1	4		
45		3	2		
46			1	1	
47		2	1		
48		1	1		
49			1		
50		2		1	
51		5	1	6	
52			1	1	
53		2	1	2	
54		2	4	1	
55		2	3	1	
56			3		
57		2	6	2	
58		1	1		
59		3			
60		1	5		
61		2			
62		1		1	
63		3	1	1	
64			4	3	
65		2	1		
66				1	
67		7	1		
68					
69			1		
70			2		
71		6	2		
72					
73		4			
74			4		
75		3	2		
76					

級 号給	1	2	3	4	5
77			1		
78			1		
79		1	1		
80			1		
81			1		
82			1		
83					
84			1		
85			1		
86			1		
87			1		
88					
89			28		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	109	119	22	1
総数	251				

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				1
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12		1		
13		2		
14				
15				
16				
17				
18				
19		2		1
20				
21	3			
22				
23	2	2		
24				
25	1			
26				
27		1		
28				
29	1			
30				
31			1	
32				
33				
34				
35				
36				1
37				
38				
39			2	
40				
41				
42				1
43			1	
44				
45				1
46				
47				
48				
49				
50			1	
51				
52				
53				1
54				
55				
56				1
57			1	
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1
65				10
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88			1	
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	8	9	18
			総数	42

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7		1				
8						
9		1	1			
10						
11						
12						
13						
14						
15		4				
16			1			
17						
18						
19						
20						
21	1	3				
22						
23						
24		1				
25		3	1			
26		1				
27		1	3		1	
28						
29		2				
30		1	1			
31		2			2	
32						
33					1	
34						
35		1	3			
36					1	
37		1				
38		1				
39			1	1	2	
40					1	
41				2		
42						
43				3	2	
44	1					
45	1		1			
46						
47			1			
48				1	2	
49						3
50						
51						3
52					1	
53			2			3
54						
55		1	1			1
56						
57			1	1	1	1
58						
59					1	1
60					2	
61						
62					1	1
63						
64						
65			1		2	
66						
67					2	
68						
69						
70						
71						
72					1	
73					1	
74						
75						
76					1	

級 号給	1	2	3	4	5	6
77					1	
78						
79						
80					1	
81						
82						
83						
84					1	
85					8	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	3	24	18	8	36	13
					総数	102

医療職給料表(3)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13				2			
14							
15			3				
16							
17				1			
18				1			
19			4	1			
20							
21							
22							
23			2	1			
24					1		
25				1			
26							
27			1	1			
28				2			
29					1		
30					1		
31			1	1	1		
32							
33							
34			1				
35					1		
36				1			
37							
38							
39							
40			1				
41							
42							
43							
44				1	1		
45							
46							
47					1		
48					1		
49							
50					1		
51							
52					2		
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65					1		
66					2	1	
67							
68							
69					1		
70				1	1		
71					1		
72							
73							
74						1	
75							
76						1	
77							
78							
79						1	
80						2	
81						1	
82						3	
83						1	
84							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
85						2	
86							
87						1	
88							
89							
90							
91						2	
92							
93						10	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	13	14	17	26	0
						総数	70

高等学校等教育職給料表

級 号	給	1	2	特2	3	4
1			5			
2						
3						
4						
5			6			
6						
7			4			
8						
9			4			
10						
11			4			
12			1			
13	1		8			
14						
15			4			
16						
17			9			
18						
19			6			
20						
21	1		8			
22						
23			2			
24						1
25	1		13			
26			1			
27			4			
28	1		1			2
29			16			3
30			3			2
31	1		4			
32			1			5
33			18			3
34			4			3
35			7			4
36			6			6
37			14			23
38			4			
39	1		5			
40			3			
41			7			
42			5			
43	1		15			
44			1			
45	1		16			
46			5			
47			13			
48			6			
49	1		5			
50	1		4			
51	1		14			
52			8			
53			16			
54	1		7		2	
55			20		1	
56			5		2	
57			16		4	
58			8		2	
59			16		5	
60	1		7		2	
61			25		7	
62	1		12		2	
63	1		26		5	
64	1		5		5	
65			25		8	
66			7		5	
67	3		32		3	
68	2		16		1	
69			16		2	
70			11		1	
71	1		39		1	
72			20		4	
73			17		2	
74	1		15		1	
75			36		3	
76			10			

級 号	給	1	2	特2	3	4
77		1	20		3	
78		1	9			
79		1	38			
80		2	8			
81		1	15			
82		2	15	2		
83		5	36			
84		4	5	1		
85			32			
86		1	6			
87		2	39	2		
88		1	15			
89		2	35	1		
90		1	19			
91		5	35			
92		2	21			
93		3	28			
94		1	23			
95		2	17			
96			40			
97		4	16	1		
98		2	21			
99		1	9			
100		2	14			
101		2	15			
102			24			
103		2	20			
104		1	49			
105		2	27			
106		1	25			
107			37			
108		1	22			
109		1	27			
110		2	23			
111			25			
112			27			
113			17			
114			12			
115			21			
116			17			
117			16			
118			21			
119			20			
120			14			
121			22			
122			20			
123			8			
124			12			
125			19			
126			3			
127			8			
128			8			
129			8			
130			7			
131			7			
132			4			
133			8			
134			5			
135			12			
136			6			
137			52			
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		80	1,855	7	71	52
					総数	2,065

中学校及び小学校教育職給料表

級 号	給	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			10			
14						
15						
16						
17			10			
18						
19			19			3
20						
21			14			2
22						1
23			33			3
24			1			2
25			17			10
26			2			6
27			31			11
28			1			12
29			10			13
30			3			12
31			34			17
32			2			18
33			19			22
34			4			14
35			4			20
36						13
37			34			161
38			1			
39			12			
40			5			
41			38			
42			5			
43			12			
44			8			
45			33			
46			4			
47			9			
48			11			
49			25			
50			9			
51			13			
52			13			
53			13			
54			10	1		
55			24			
56			8			
57			11	1	3	
58			12		2	
59			24			
60			6		4	
61			15		2	
62			17		2	
63			25	1	5	
64			11		2	
65			21		5	
66			6		4	
67			18		5	
68			12		5	
69			29		4	
70			12		8	
71			18		11	
72			15	2	13	
73			17		23	
74			16	2	15	
75			20		10	
76			14	1	19	

級 号	給	1	2	特2	3	4
77			41	4	21	
78			17	1	16	
79			39	4	10	
80			16	1	18	
81			23		16	
82			16	1	9	
83			41	1	8	
84			16	3	8	
85			37	4	12	
86			15	1	8	
87			42	2	7	
88			16	2	16	
89			33	1	11	
90			24	1	7	
91			37	3	14	
92			17		12	
93			28	1	48	
94			25			
95			57			
96			19			
97			25			
98			30			
99			45	1		
100			20			
101			37			
102			40			
103			55			
104			42			
105			53			
106			75			
107			79			
108			82			
109			65			
110			73			
111			44			
112			32			
113			28			
114			31			
115			44			
116			58			
117			58			
118			43			
119			88			
120			54			
121			49			
122			74			
123			56			
124			65			
125			75			
126			36			
127			61			
128			70			
129			33			
130			56			
131			59			
132			39			
133			57			
134			51			
135			39			
136			50			
137			52			
138			29			
139			13			
140			15			
141			11			
142			15			
143			57			

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

年齢	給料表		行政職給料表									公安職給料表												
	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計		
18 歳		3										3	16										16	
19		9										9	12										12	
20		16										16	11										11	
21		12										12	9										9	
22		41										41	39										39	
23		53										53	52										52	
24		64										64	15	26	1								42	
25		36	34									70	15	24	9								48	
26		21	33									54	5	36	5								46	
27		12	22									34	4	28	11								43	
28		14	27									41	4	39	12	2							57	
29		10	35	4								49	4	34	23	4							65	
30		10	8	15								33	3	29	30	4							66	
31		2	9	23								34	3	20	24	9							56	
32		7	11	28								46	1	1	34	13							49	
33		4	6	42				1				53		2	27	11							40	
34		4	4	53					1			62		2	15	19	1						37	
35		2	4	62								68		2	20	13							35	
36		2	1	77					1			81		1	16	17	2						36	
37		1	1	98	1							101			16	14	2						32	
38		2		105	1							108			11	11							22	
39			1	134	5							140			13	20	3						36	
40		1		26	120							147			2	10	4	1					17	
41		1		18	126						1	146			2	15	3	4					24	
42		1		15	103	4		1				124			2	10	5	4					21	
43			1	15	118	9					1	144				12		2					14	
44		1		7	84	25						117			2	10	4	5	1				22	
45		1		18	83	25	1					128				8	5	4					17	
46				13	54	54	1					122			2	8	9	5	1				25	
47				13	49	50						112				13	5	4	4				26	
48				17	25	61	1					104			1	9	16	5	3				34	
49				5	22	80	7			1		115			1	17	14	5	1				38	
50				10	41	80	19	1				151				9	14	1	3	1			28	
51				14	35	83	25					157				13	12	9	4	1			39	
52			1	12	23	80	37	2				155				13	12	14	9	1			49	
53				22	17	71	41	5	1			157				11	12	8	3	2			36	
54		1		28	13	50	56	5	4			157				6	23	5	9	2	1		46	
55		1		14	12	51	46	2	6			132			1	5	19	5	3	5	1		39	
56				15	3	64	58	5	5			150				7	28	7	4		1		47	
57				2	5	44	56	6	8	7		128			1	6	7	11	2	4			31	
58				2	1	49	45	5	5	10		117				7	17	16	2	1			43	
59					1	22	38	1	3	4		69				4	15	10	2		1		32	
60																								
61																								
62																								
63																								
64																								
65																								
66																								
67																								
68																								
69以上																								
人員計	人	332	198	907	942	902	433	34	33	23	3,804	193	244	281	330	232	125	51	17	4	1,477			
構成比	%	8.7	5.2	23.8	24.8	23.7	11.4	0.9	0.9	0.6	100.0	13.1	16.5	19.0	22.3	15.7	8.5	3.5	1.2	0.3	100.0			
平均年齢	歳	25.6	28.9	40.1	45.0	51.8	55.2	54.6	56.5	56.9	44.3	23.3	28.2	33.4	43.3	52.2	52.5	52.9	54.9	56.4	39.0			

給料表 級 年齢	海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)					
	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	
18 歳	2					2												
19																		
20																		
21	1					1												
22																		
23	1					1		2				2						
24	1					1		5				5						
25								6				6						
26								8				8	1					1
27	2					2		9				9	2					2
28	1					1		3				3						
29								4				4	3	1				4
30	1					1		4				4	1	2				3
31		1				1		7				7		2				2
32	1	1				2		4				4		1				1
33								9				9						
34		1				1		6				6		2				2
35			2			2		6				6						
36		1				1		9				9						
37		1	4			5		5				5						
38	2		1			3		10	1			11			2			2
39		1	1			2		11				11						
40			2			2			4			4			1	1		2
41			1	1		2		1	10			11						
42			1			1			11			11			1			1
43									8			8						
44									12			12			1			1
45			1			1			3			3						
46									8			8			1			1
47									5			5						
48									6			6						
49									7	2		9					2	2
50				1		1			5			5					1	1
51			1			1			4			4						
52				1	1	2			5			5			1	1		2
53			1	2		3			6	2		8						
54			1	1		2			2	3		5					1	1
55				1		1			7	5		12						
56			1	1		2			8			8					2	2
57									3	4		7		1			2	1
58		1		1		2			1	1		2					3	3
59									3	5	1	9						
60															1	2		3
61																		1
62																		2
63																		1
64																		
65																		
66																		
67																		
68																		
69以上																		1
人員計 人	12	7	17	9	1	46	0	109	119	22	1	251	7	8	9	18		42
構成比 %	26.1	15.2	37.0	19.6	2.2	100.0	0.0	43.4	47.4	8.8	0.4	100.0	16.7	19.0	21.4	42.9		100.0
平均年齢 歳	27.3	38.5	42.7	52.7	52.4	40.2		32.6	48.2	56.0	59.9	42.2	28.4	31.8	46.7	57.4		45.4

給料表		医療職給料表(2)							医療職給料表(3)								
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18	歳																
19																	
20																	
21																	
22																	
23		1	1						2		3						3
24			2						2		3						3
25			2						2		1						1
26			3						3		3						3
27			1						1								
28			3						3		1	2					3
29			3						3		1	1					2
30			2						2		1	2					3
31				2					2			2					2
32			1	3					4			3					3
33			2	2					4								
34				2					2			1	1				2
35				2					2				2				2
36												1	1				2
37		1		1	2				4								
38			2	1	4				7			1	1				2
39					1				1								
40						2			2				3				3
41			1	2		2			5				1				1
42						2			2								
43				1		2			3				2				2
44				1		3			4				3				3
45													2				2
46		1							1				1				1
47			1			1			2								
48						4			4			1		1			2
49						2			2								
50				1		2			3					2			2
51					1	3			4					2			2
52						2			2					5			5
53						3	1		4					4			4
54						1			1					2			2
55						1	2		3					3			3
56						6			6								
57							4		4					1			1
58							4		4					2			2
59							2		2					4			4
60																	
61																	
62																	
63																	
64																	
65																	
66																	
67																	
68																	
69以上																	
人員計	人	3	24	18	8	36	13	0	102	0	13	14	17	26	0	0	70
構成比	%	2.9	23.5	17.6	7.8	35.3	12.7	0.0	100.0	0.0	18.6	20.0	24.3	37.1	0.0	0.0	100.0
平均年齢	歳	35.6	30.4	37.0	39.9	49.4	57.5		42.6		26.0	33.3	41.1	54.5			41.7

給料表 級 年齢	高等学校等教育職給料表						中学校及び小学校教育職給料表						全給料表
	1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計	
18 歳													21
19													21
20													27
21													22
22	2	5				7		7				7	94
23	1	8				9		26				26	148
24	1	9				10		46				46	173
25		16				16		50				50	193
26	1	10				11		51				51	177
27		13				13		59				59	163
28	1	15				16		43				43	167
29	3	29				32		47				47	206
30		28				28		47				47	187
31	3	17				20		57				57	181
32	2	40				42		56				56	207
33	2	37				39		65				65	210
34	2	51				53		69				69	234
35	6	48				54		62				62	231
36	6	63				69		83				83	281
37	6	65				71		98				98	316
38	6	60				66		118				118	339
39	8	85				93		112				112	395
40	6	91				97		106	2			108	382
41	6	75				81		126	1			127	397
42	8	64				72		114				114	346
43	4	80				84		146		2		148	403
44	4	115				119		173	1	5		179	457
45		91				91		196	2	10		208	450
46	1	66				67		164	6	14		184	409
47		68				68		182	5	16		203	416
48		92	1			93		178	2	21		201	444
49		64	1	3		68		179	5	34		218	452
50		66	2	1		69		158	3	39	7	207	467
51	1	58	1	5		65		180	6	48	10	244	516
52		54	1	13		68		177	3	31	26	237	525
53		45		14		59		161	1	34	28	224	495
54		46		8	4	58		159	2	35	47	243	515
55		43	1	6	5	55		146		24	49	219	464
56		45		11	6	62		120		25	45	190	467
57		37		2	10	49		89		20	43	152	373
58		28		5	10	43		49		12	59	120	336
59		28		3	17	48		37		13	26	76	240
60													3
61													1
62													2
63													1
64													
65													
66													
67													
68													
69以上													1
人員計 人	80	1,855	7	71	52	2,065	0	3,936	39	383	340	4,698	12,555
構成比 %	3.9	89.8	0.3	3.4	2.5	100.0	0.0	83.8	0.8	8.2	7.2	100.0	100.0
平均年齢 歳	37.7	43.8	51.1	54.4	57.7	44.3		44.7	48.7	52.3	55.9	46.2	44.3

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表 学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1年未満	32		3		35	38		16		54			2		2	2				2				
1年	41	2	12		55	35		13		48					0	4				4					0
2年	63	1	16		80	39		11		50			1		1	4				4	3				3
3年	49	4	11		64	31	1	8		40					0	4				4	3				3
4年	29	4	17		50	35	1	14		50		1			1	11				11	1				1
5年	24	1	6		31	41	2	19		62			1		1	8				8	3				3
6年	31	3	15		49	51	2	9		62					0	5				5	2				2
7年	18	1	24		43	58	1	13		72		1			1	1				1	2				2
8年	17	1	13		31	43	2	14		59			1		1	7				7	1				1
9年	27	1	15		43	52	3	13		68			1		1	10				10	1				1
10年	30	2	19		51	24		5		29		1			1	4				4					0
11年	44	5	15		64	38	1	15		54		1			1	7				7					0
12年	36	1	12		49	27	2	10		39					0	8				8					0
13年	53	3	15		71	28	1	5		34			1		1	8				8	1				1
14年	48	9	11		68	13		9		22		1	1		2	5				5					0
15年	52	5	20		77	12	1	9		22		2	2		4	9				9	1				1
16年	70	15	17		102	13		5		18		3	1		4	10				10	1				1
17年	87	17	18		122	12		12		24		2			2	4				4					0
18年	88	17	19	1	125	6	1	8		15		1	1		2	8				8	2				2
19年	93	16	30		139	10		16		26		2			2	13				13	1				1
20年	77	17	21		115	5	1	11		17		1			1	10				10	1				1
21年	97	21	52		170	6	1	14		21		3			3	5				5	1				1
22年	83	17	55		155	8		9		17					0	10				10					0
23年	70	11	37		118	11		14		25					0	10				10	1				1
24年	71	12	33		116	12		14		26			1		1	6				6					0
25年	47	9	27		83	16		11		27					0	5				5					0
26年	53	11	33		97	12	1	7		20					0	2	1			3	1				1
27年	72	12	36		120	9	2	15		26					0	5				5	1				1
28年	89	11	47		147	14		13		27					0	7	2			9	1				1
29年	86	12	41		139	15		12		27					0	6				6					0
30年	83	22	38		143	18	1	16		35		1			1	4				4					0
31年	88	14	45		147	23		26		49		2			2	7				7	3				3
32年	98	14	63	1	176	30		19		49		2	1		3	11				11	2				2
33年	77	13	50	1	141	19		28		47		1	2		3	10				10	3				3
34年	74	19	60		153	23		33		56					0	6				6	1				1
35年以上	138	53	243	1	435	27	1	132		160		1	3	1	5	9	2	1		12	5				5
合計	2,235	376	1,189	4	3,804	854	25	598	0	1,477	0	26	19	1	46	245	5	1	0	251	42	0	0	0	42
平均経験年数	21.2	24.9	25.4	31.1	22.9	14.1	14.1	23.3		17.8		20.4	18.8	42.2	20.2	18.8	31.6	39.0		19.1	19.4				19.4

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
1				1					0	6				6	10				10	89			21	110
				0	2				2	11				11	36				36	129	2		25	156
2				2	3				3	12				12	46				46	172	1		28	201
5	1			6	2	2			4	12		1		13	49				49	155	8		20	183
4				4					0	15				15	62				62	157	6		31	194
5	1			6	1				1	14				14	51	1			52	147	5		26	178
4				4	2	1			3	28				28	47				47	170	6		24	200
	1			1	2	1			3	30				30	57	1			58	168	6		37	211
3				3					0	24	1			25	58	2			60	153	6		28	187
4				4	3	1			4	41	1			42	57	1			58	195	7		29	231
3				3	1	1			2	39	1			40	62	1			63	163	6		24	193
				0	1	1			2	40				40	69	3			72	199	11		30	240
2				2	1	1			2	54	1			55	58	1			59	186	6		22	214
1				1					0	67	1			68	81	2			83	239	7		21	267
1				1	1	2			3	59	1			60	94	2			96	221	15		21	257
4	1			5					0	59	1			60	93	3			96	230	13		31	274
3				3		1			1	82	1			83	111	1			112	290	21		23	334
1	1			2	2	2			4	88	1	1		90	109				109	303	23		31	357
4				4	1				1	89	1			90	119	2			121	317	22		28	368
3				3					0	70	2	1		73	110	1			111	300	21		47	368
	1			1	2				2	73	3	1		77	105	2			107	273	25		33	331
6	2			8	2	1			3	77	3	4		84	143	2			145	337	33		70	440
1				1	1				1	94	7			101	192	3			195	389	27		64	480
	1			1		1			1	81	3	1		85	197	4			201	370	20		52	442
				0		1			1	66	1			67	203	6			209	358	20		48	426
2				2	1				1	85	3	8		96	205	5			210	361	17		46	424
4	1			5		1			1	82	3	4		89	189	3			192	343	21		44	408
				0	2				2	56	1	2		59	250	7			257	395	22		53	470
2	2			4	2				2	70	8	5		83	193	4			197	378	27		65	470
1				1					0	59	4	4		67	247	2			249	414	18		57	489
1	2			3	5				5	56	3	3		62	209	4			213	376	33		57	466
2	1			3	4				4	52		3		55	243	5			248	422	22		74	518
4				4	4				4	57	3	3		63	209	1			210	415	20		86	522
2	1			3					0	42	5	3		50	162	7			169	315	27		83	426
4	1			5		1			1	45	4	1		50	144	10			154	297	35		94	426
5	1			6	7				7	97	13	12		122	269	73			342	557	144		391	2,094
84	18	0	0	102	52	18	0	0	70	1,932	76	57	0	2,065	4,539	159	0	0	4,698	9,983	703	1,864	5	12,555
17.7	23.3			18.7	20.9	15.2			19.4	21.2	26.9	29.2		21.6	23.2	30.0			23.5	21.4	25.5	24.8	33.3	22.1

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表 職務の級	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校等 教育職	中学校及び小学校 教育職
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	183,163 352	201,164	203,566		316,800	195,746		300,385 6,226 11,313	
2 級	215,784 508	240,290	270,170	275,376	378,888	218,905 1,996	220,218 1,444	387,415 4,349 14,682 211	381,379 1,784 14,417 233
特2級								451,464 8,199 17,048	421,351 16,205
3 級	303,097 190 101	278,975 18	344,314	381,301 490	507,111 2,533	274,538 1,009	273,556 5,533	455,445 3,190 2,491	431,022 76 1,888
4 級	359,239 22 62	360,726 363	419,414 304	423,030	566,775 3,444 8,047	318,787 2,396	331,343 4,697	476,567 3,772	450,494 403
5 級	395,022 141 1,104	414,469 537	444,398	461,919		377,058 1,165 728	397,648 2,135		
6 級	412,707 102 89	431,156 275 1,181				406,296 2,580 224			
7 級	430,950	449,185 214							
8 級	458,361	461,625 174							
9 級	496,427	475,439							
全 級	339,920 153 311	323,355 23 278	313,183 59	339,280 233	476,539 1,476 3,992	315,577 1,576 286	323,776 2,515 793	388,845 4,380 13,685 275	390,760 1,501 12,213 378

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区分 給料表		平均支給月額										
		給料	うち給料の調整額	うち教職調整額	うち切替に伴う差額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特勤勤務手当	その他	合計
		円				円	円	円	円	円	円	円
全給料表	25年	365,101	1,363	6,821	339	6,203	10,663	464	3,696	3,979	2,319	392,425
	24年	361,758	1,331	6,832	1,440	6,311	10,812	501	3,661	4,163	2,480	389,686
行政職 (中小学校事務職)	25年	339,920	153		311	7,961	11,683	603	2,503	2,920	1,855	367,445
	24年	336,733	175		1,506	8,195	11,777	623	2,405	3,006	1,901	364,640
	25年	307,591			544		5,014		4,705	6,227		323,537
	24年	314,464			2,667		5,584		4,494	6,240		330,782
公安職	25年	323,355	23		278	3,318	13,256	148	2,307	2,926	3,520	348,830
	24年	323,916	42		1,481	3,527	13,598	180	1,970	3,184	3,606	349,981
海事職	25年	313,183			59		12,489		1,500	3,426	2,501	333,099
	24年	324,863			1,219		12,739		2,641	2,918	1,500	344,661
研究職	25年	339,280			233	4,924	11,404		4,724	1,134	1,239	362,705
	24年	334,232			1,092	4,641	11,931		4,779	1,219	1,359	358,161
医療職(1)	25年	476,539	1,476		3,992	37,493	12,440	78,971	4,381	5,146	265,515	880,485
	24年	473,775	1,348		5,710	36,148	13,728	78,548	4,880	4,701	279,437	891,217
医療職(2) (中小学校栄養職)	25年	315,577	1,576		286	6,031	7,240		3,159	5,013	10,324	347,344
	24年	317,359	1,741		2,621	6,214	6,990		2,549	5,564	9,445	348,121
	25年											
	24年											
医療職(3)	25年	323,776	2,515		793		2,700		964	5,473	329	333,242
	24年	319,156	2,436		2,674		2,549		1,197	4,722	972	328,596
高等学校等 教育職	25年	388,845	4,380	13,685	275	3,217	10,450		5,599	3,120	1,025	412,256
	24年	385,298	4,339	13,550	1,073	3,280	10,648	35	5,663	3,269	1,064	409,257
中学校及び 小学校教育職	25年	390,760	1,501	12,213	378	6,943	9,236		4,275	5,648	446	417,308
	24年	384,765	1,389	12,039	1,470	6,955	9,389		4,288	5,853	467	411,717

(注) 1 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

2 その他は、単身赴任手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 23	人 72	人 203	人 127	人 537	人 446	人 1,408	円 55,308	円 6,203
行政職	23	51	106	15	150	178	523	57,903	7,961
公安職		13	38	16			67	73,151	3,318
海事職							0	0	0
研究職		1	3		9	10	23	53,740	4,924
医療職(1)		7	7		2	1	17	92,629	37,493
医療職(2)					10	3	13	47,322	6,031
医療職(3)							0	0	0
高等学校等 教育職			19	27	51	20	117	56,783	3,217
中学校及び 小学校教育職			30	69	315	234	648	50,338	6,943

## 第9表 給料表別扶養手当支給状況等

### その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	2,216人	838人	1,378人
2人	2,190	787	3,593
3人	1,615	965	3,880
4人	571	476	1,808
5人	86	78	352
6人	11	9	57
計	6,689	3,153	11,068

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

### その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
全給料表	6,689人	2.1人	20,015円	10,663円
行政職	2,193	2.1	20,266	11,683
公安職	926	2.2	21,144	13,256
海事職	28	2.1	20,518	12,489
研究職	139	2.2	20,594	11,404
医療職(1)	25	2.2	20,900	12,440
医療職(2)	40	2.0	18,463	7,240
医療職(3)	13	1.7	14,538	2,700
高等学校等教育職	1,086	2.2	19,870	10,450
中学校及び小学校教育職	2,239	2.1	19,380	9,236

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分					職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	人	職員			配偶者等 人	受給者 人	非受給者 人	合計 人		
		手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 未満						
全給料表	1,848	17	794	1,037	47	1,892	10,663	12,555	24,528	3,696
	100.0%	0.9%	43.0%	56.1%		15.1%	84.9%	100.0%		
行政職	378	4	165	209	18	396	3,408	3,804	24,045	2,503
	100.0%	1.1%	43.7%	55.3%		10.4%	89.6%	100.0%		
公安職	131		77	54	18	149	1,328	1,477	22,872	2,307
	100.0%		58.8%	41.2%		10.1%	89.9%	100.0%		
海事職	4	1	1	2		4	42	46	17,250	1,500
	100.0%	25.0%	25.0%	50.0%		8.7%	91.3%	100.0%		
研究職	46		15	31	1	47	204	251	25,226	4,724
	100.0%		32.6%	67.4%		18.7%	81.3%	100.0%		
医療職(1)	7		2	5		7	35	42	26,286	4,381
	100.0%		28.6%	71.4%		16.7%	83.3%	100.0%		
医療職(2)	13		6	7	1	13	89	102	24,785	3,159
	100.0%		46.2%	53.8%		12.7%	87.3%	100.0%		
医療職(3)	3		3			3	67	70	22,500	964
	100.0%		100.0%			4.3%	95.7%	100.0%		
高等学校等 教育職	447		145	302	4	450	1,615	2,065	25,694	5,599
	100.0%		32.4%	67.6%		21.8%	78.2%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	819	12	380	427	5	823	3,875	4,698	24,405	4,275
	100.0%	1.5%	46.4%	52.1%		17.5%	82.5%	100.0%		

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 399	人 8,880	人 595	人 1	人 74	人 9,949	人 2,606	人 12,555	円 9,304	円 7,373
	3.2%	70.7%	4.7%	0.0%	0.6%	79.2%	20.8%	100.0%		
行政職	326	2,014	324		42	2,706	1,098	3,804	10,137	7,211
	8.6%	52.9%	8.5%		1.1%	71.1%	28.9%	100.0%		
公安職	20	559	214			793	684	1,477	4,126	2,215
	1.4%	37.8%	14.5%			53.7%	46.3%	100.0%		
海事職		22				22	24	46	10,655	5,096
		47.8%				47.8%	52.2%	100.0%		
研究職	14	194	22	1		231	20	251	9,340	8,596
	5.6%	77.3%	8.8%	0.4%		92.0%	8.0%	100.0%		
医療職(1)	2	8	1			11	31	42	13,152	3,445
	4.8%	19.0%	2.4%			26.2%	73.8%	100.0%		
医療職(2)	1	67	3		2	73	29	102	14,005	10,023
	1.0%	65.7%	2.9%		2.0%	71.6%	28.4%	100.0%		
医療職(3)		45	3			48	22	70	10,721	7,351
		64.3%	4.3%			68.6%	31.4%	100.0%		
高等学校等 教育職	20	1,710	10		6	1,746	319	2,065	11,221	9,487
	1.0%	82.8%	0.5%		0.3%	84.6%	15.4%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	16	4,261	18		24	4,319	379	4,698	8,844	8,130
	0.3%	90.7%	0.4%		0.5%	91.9%	8.1%	100.0%		

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
	手当受給職員数	人 399	人 8,880	人 595	人 1	人 55	人 19	人 9,949
運賃等相当額	10,000円以下	231				1	6	238
	10,001円以上 20,000円以下	150				36	7	193
	20,001円以上 30,000円以下	14				13	5	32
	30,001円以上 40,000円以下	2				2	1	5
	40,001円以上 50,000円以下	2				2		4
	50,001円以上 55,000円以下							
	55,001円以上					1		1
	計	399				55	19	473
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,813				円 19,484	円 15,802	円 12,021
使用距離	4 km未満		人 1,435	人 391	人 1	人 21	人 16	人 1,863
	4 km以上 6 km未満		1,255	153	1	11	2	1,422
	6 km以上 10km未満		1,678	44		16	1	1,739
	10km以上 14km未満		951	4		7		962
	14km以上 18km未満		690	2				692
	18km以上 22km未満		627					627
	22km以上 26km未満		451	1				452
	26km以上 30km未満		343					343
	30km以上 34km未満		376					376
	34km以上 38km未満		338					338
	38km以上 42km未満		244					244
	42km以上 46km未満		143					143
	46km以上 50km未満		90					90
	50km以上 54km未満		89					89
	54km以上 58km未満		53					53
	58km以上 62km未満		36					36
	62km以上 66km未満		24					24
	66km以上 70km未満		23					23
	70km以上 74km未満		15					15
	74km以上 78km未満		8					8
	78km以上		11					11
計		8,880	595	1	55	19	9,550	
受給職員平均支給額		円 9,693	円 1,350	円 3,100	円 4,107	円 1,163	円 9,123	

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1 箇月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市 ほか	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全給料表	人 21	人 11	人 1	人 12	人	人 2	人 42	人 89	円 65,474	円 464
行政職	20	10	1	8		1		40	57,314	603
公安職	1	1		4		1		7	31,130	148
海事職								0	0	0
研究職								0	0	0
医療職(1)							42	42	78,971	78,971
医療職(2)								0	0	0
医療職(3)								0	0	0
高等学校等 教育職								0	0	0
中学校及び 小学校教育職								0	0	0

第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分 項 目	平成 25 年	平成 24 年
	円	円
給 料	343,849	340,576
管 理 職 手 当	8,158	8,392
扶 養 手 当	11,947	12,036
地 域 手 当	618	638
住 居 手 当	2,514	2,415
特 地 勤 務 手 当	2,930	3,054
そ の 他	1,900	1,946
合 計	371,916	369,057

適 用 人 員	3,712 人	3,591 人
平 均 年 齢	44.8 歳	44.5 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 4 その他は、単身赴任手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成25年4月1日 付 け 退 職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	47	162		209
行 政 職	18	29		47
公 安 職	3	6		9
海 事 職				0
研 究 職				0
医 療 職 (1)				0
医 療 職 (2)		2		2
医 療 職 (3)		4		4
高 等 学 校 等 教 育 職	10	35		45
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	16	86		102

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表 級	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	2	31		6		3	3				45
行 政 職				6							6
( 中 小 学 校 事 務 職 )				6							6
公 安 職						3	3				6
海 事 職											0
研 究 職											0
医 療 職 (1)											0
医 療 職 (2)											0
( 中 小 学 校 栄 養 職 )											0
医 療 職 (3)											0
高 等 学 校 等 教 育 職	2	22									24
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		9									9

その2 短時間勤務職員

該当なし

## 2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成25年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成25年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員等が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

### (3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所269事業所

イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…56職種）

### (4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から145事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

### (5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した145事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く135事業所である。

イ 調査実人員 5,026人

内訳 初任給関係 177人（うち行政職に相当する職種 145人）

上記以外 4,849人（うち行政職に相当する職種 3,694人）

### (6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に還元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 135	事業所 43	事業所 57	事業所 35
農 業 、 林 業 、 漁 業	3	0	0	3
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	13	4	4	5
製 造 業	57	15	25	17
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	25	14	7	4
卸 売 業 、 小 売 業	6	1	3	2
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	4	1	2	1
教 育、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業	27	8	16	3

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。  
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
9級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

## 第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

### その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長… { 2課以上又は構成員20人以上の部の長  
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職  
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長… { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者  
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長  
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理… { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  
課長に直属し部下4人以上を有する者  
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長… 係の長及び係長級専門職

### その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛・警備員、用務員…  
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
支店長	8	54.4	750,642	67	750,575
大学卒	4	50.7	777,353	-	777,353
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	3	58	727,800	-	727,800
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	12	52.5	620,093	-	620,093
大学卒	3	53.1	729,368	-	729,368
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	9	52.3	583,833	-	583,833
中学校卒	-	-	-	-	-
事務部長	78	52.7	522,926	561	522,365
大学卒	43	53.1	544,095	10	544,085
短大卒	9	51.3	614,348	4,533	609,815
高校卒	26	52.7	461,539	87	461,452
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部長	68	51.5	526,611	6,005	520,606
大学卒	32	51.1	525,962	1,129	524,833
短大卒	13	50.9	538,352	1,823	536,529
高校卒	22	52.2	517,145	15,015	502,130
中学校卒	1	*	*	*	*
事務部次長	42	51.8	475,109	3,255	471,854
大学卒	26	52.6	505,806	2,279	503,527
短大卒	9	50.7	442,561	1,907	440,654
高校卒	7	50.9	414,377	8,040	406,337
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部次長	20	51.2	414,179	8,620	405,559
大学卒	9	50.5	429,063	7,132	421,931
短大卒	2	*	*	*	*
高校卒	9	52.2	403,671	11,363	392,308
中学校卒	-	-	-	-	-

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成25年4月分平均支給額の欄を「\*」としている。(以下本表において同じ。)

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	
	199	49.2	492,820	3,097	489,723	
	110	47.2	499,061	2,122	496,939	
	17	47.3	449,205	626	448,579	
	72	52.5	493,332	5,049	488,283	
	-	-	-	-	-	
	200	48.0	487,952	10,042	477,910	
	69	46.2	505,510	3,659	501,851	
	39	47.8	489,137	7,058	482,079	
	92	49.2	475,958	15,372	460,586	
-	-	-	-	-		
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	55	44.8	402,146	28,166	373,980	
	24	43.4	419,916	41,411	378,505	
	12	43.5	375,846	9,945	365,901	
	19	47.4	396,675	23,259	373,416	
	-	-	-	-	-	
	35	47.4	496,969	70,546	426,423	
	13	44.5	535,469	90,647	444,822	
	5	43.0	464,487	120,940	343,547	
	17	50.8	480,094	40,504	439,590	
	-	-	-	-	-	
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	221	44.9	381,061	44,470	336,591	
	82	42.4	356,940	33,701	323,239	
	39	44.0	343,817	34,976	308,841	
	100	47.2	414,098	56,514	357,584	
	-	-	-	-	-	
	244	46.5	490,962	75,351	415,611	
	82	43.7	480,694	82,561	398,133	
	31	44.7	446,333	55,616	390,717	
	131	48.8	508,123	75,098	433,025	
	-	-	-	-	-	

職 種 名	区 分	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B	
							円
事 務 主 任	人	196	42.7	328,849	40,326	288,523	
	大 学 卒	66	40.5	331,387	40,879	290,508	
	短 大 卒	42	43.2	302,078	30,683	271,395	
	高 校 卒	84	43.8	338,497	44,457	294,040	
	中 学 卒	4	53.4	361,397	42,354	319,043	
	技 術 主 任	233	40.6	408,909	67,144	341,765	
		大 学 卒	99	39.4	416,770	74,564	342,206
		短 大 卒	31	39.4	366,454	54,159	312,295
		高 校 卒	103	42.3	414,655	63,395	351,260
		中 学 卒	-	-	-	-	-
事 務 係 員	1,159	37.8	274,686	30,264	244,422		
	大 学 卒	449	34.2	284,665	31,762	252,903	
	短 大 卒	173	38.6	263,323	28,027	235,296	
	高 校 卒	528	40.4	270,838	30,055	240,783	
	中 学 卒	9	48.9	211,885	10,101	201,784	
	技 術 係 員	924	33.8	309,719	53,511	256,208	
		大 学 卒	337	31.4	314,712	63,008	251,704
		短 大 卒	153	33.5	284,000	44,621	239,379
		高 校 卒	428	36.2	315,707	47,936	267,771
		中 学 卒	6	50.5	319,930	32,909	287,021

2 企業規模500人以上

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
支 店 長		人 7	歳 56.0	円 769,342	円 77	円 769,265
工 場 長		8	53.2	697,096	-	697,096
事 務 部 長		35	52.6	652,359	1,305	651,054
技 術 部 長		26	51.3	680,030	-	680,030
事 務 部 次 長		12	53.3	514,936	2,292	512,644
技 術 部 次 長		3	56.1	555,378	-	555,378
事 務 課 長		117	49.9	557,286	2,344	554,942
技 術 課 長		88	50.0	633,580	8,778	624,802
事 務 課 長 代 理		11	50.3	545,810	71,310	474,500
技 術 課 長 代 理		14	50.1	662,350	88,705	573,645
事 務 係 長		119	46.2	450,392	63,726	386,666
技 術 係 長		151	47.7	582,728	104,165	478,563
事 務 主 任		64	42.4	393,286	54,863	338,423
技 術 主 任		102	41.3	492,809	81,093	411,716
事 務 係 員		487	37.3	313,397	39,556	273,841
技 術 係 員		488	31.7	330,492	62,019	268,473

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	1人	歳*	円*	円*	円*
工場長	4	51.4	488,828	-	488,828
事務部長	27	53.5	479,510	99	479,411
技術部長	24	51.9	472,816	973	471,843
事務部次長	29	52.1	467,486	2,664	464,822
技術部次長	10	51.4	432,416	-	432,416
事務課長	71	48.6	416,687	4,581	412,106
技術課長	71	46.0	409,955	1,377	408,578
事務課長代理	43	43.4	360,639	17,196	343,443
技術課長代理	11	45.1	395,143	18,980	376,163
事務係長	83	43.6	323,373	28,045	295,328
技術係長	59	44.6	369,270	38,150	331,120
事務主任	113	43.1	308,116	37,597	270,519
技術主任	100	41.0	353,307	59,598	293,709
事務係員	492	38.0	260,273	28,728	231,545
技術係員	334	37.2	282,454	38,374	244,080

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人	歳	円	円	円
工場長	-	-	-	-	-
事務部長	16	52.1	385,437	-	385,437
技術部長	18	51.4	434,461	16,383	418,078
事務部次長	1	35.5	*	*	*
技術部次長	7	49.8	359,424	19,101	340,323
事務課長	11	46.5	352,271	2,094	350,177
技術課長	41	47.5	372,088	22,939	349,149
事務課長代理	1	*	*	*	*
技術課長代理	10	46.3	400,630	91,794	308,836
事務係長	19	43.4	271,276	15,298	255,978
技術係長	34	44.6	323,683	21,513	302,170
事務主任	19	42.0	271,158	18,858	252,300
技術主任	31	37.6	297,170	44,458	252,712
事務係員	180	38.3	219,621	13,123	206,498
技術係員	102	36.6	265,005	45,607	219,398

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
電 話 交 換 手	-	人	円	円	円
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-
守 衛 ・ 警 備 員	48	38.6	306,791	103,808	202,983
用 務 員	1	*	*	*	*
病 院 長	4	59.3	1,379,741	124,024	1,255,717
副 院 長	13	54.6	1,366,909	285,864	1,081,045
医 科 長	29	51.2	1,250,198	264,955	985,243
医 師	61	40.1	958,243	152,178	806,065
歯 科 医 師	2	*	*	*	*
薬 局 長	5	56.0	528,693	104,394	424,299
薬 剤 師	35	37.6	379,262	61,808	317,454
診 療 放 射 線 技 師	50	40.8	380,470	52,941	327,529
臨 床 検 査 技 師	64	40.9	364,503	51,623	312,880
栄 養 士	39	37.3	285,945	29,128	256,817
理 学 療 法 士	117	32.5	276,640	18,953	257,687
作 業 療 法 士	88	30.6	255,618	10,469	245,149
総 看 護 師 長	8	54.6	470,277	3,122	467,155
看 護 師 長	135	49.8	427,171	41,449	385,722
看 護 師	269	38.2	349,294	52,319	296,975
准 看 護 師	133	45.2	296,331	38,524	257,807

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	174,750	* 172,206	177,623
		短大卒	* 155,182	x	* 157,239
		高校卒	146,720	* 149,525	* 144,727
	新卒技術者	大学卒	* 180,293	x	* 178,334
		短大卒	* 168,067	* 170,800	* 165,701
		高校卒	* 157,508	* 155,567	* 158,408
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	176,144	* 173,751	177,901
		短大卒	* 163,766	* 164,455	* 163,115
		高校卒	152,130	* 152,147	* 152,119
その他	新卒栄養士	大学卒	* 178,407	* 184,750	x
	準新卒看護師	短大卒	* 193,286	* 195,900	* 193,061
	準新卒准看護師	高校卒	* 163,408	x	x

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	43.1	(5.0)	(95.0)	-	56.9
	500人以上	84.8	-	(100.0)	-	15.2
	500人未満	30.7	(9.2)	(90.8)	-	69.3
高校卒	計	27.1	(3.5)	(96.5)	-	72.9
	500人以上	76.6	-	(100.0)	-	23.4
	500人未満	12.4	(9.9)	(90.1)	-	87.6

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度無し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		85.4%	(58.5)	(80.2)	(51.1)	14.6%
	500人以上		80.0%	(52.1)	(91.9)	(67.3)	20.0%
	500人未満 100人以上		92.8%	(65.6)	(69.3)	(47.6)	7.2%
	100人未満		79.4%	(51.9)	(88.9)	(44.4)	20.6%
課長級	計		81.2%	(51.4)	(77.5)	(46.5)	18.8%
	500人以上		69.5%	(41.8)	(90.7)	(62.4)	30.5%
	500人未満 100人以上		90.6%	(56.5)	(65.9)	(42.3)	9.4%
	100人未満		77.4%	(50.0)	(87.5)	(41.7)	22.6%

(注) 1 ( ) 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。  
2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,174 円
配偶者と子1人	17,803
配偶者と子2人	22,730

(注) 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。  
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	47.0 %
非支給	53.0
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	12,000円以上13,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (a)	320,608 円		229,982 円	
	上半期 (b)	323,611 円		231,010 円	
特別給の支給額	下半期 (A)	638,705 円		388,991 円	
	上半期 (B)	554,248 円		329,624 円	
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	1.99 月分		1.69 月分	
	上半期 (B/b)	1.71 月分		1.43 月分	
年 間 計		3.70 月分		3.12 月分	

- (注) 1 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	部長級 (非役員)		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	45.5	54.5	47.3	52.7	53.1	46.9
500人以上	36.2	63.8	38.7	61.3	64.3	35.7
100人以上 500人未満	58.2	41.8	59.0	41.0	56.8	43.2
100人未満	32.9	67.1	35.2	64.8	37.6	62.4

第29表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	2.4 %	2.4 %	2.7 %	2.7 %
30%	49.3	51.7	32.1	34.8
29%	0.0	51.7	0.0	34.8
28%	0.0	51.7	0.0	34.8
27%	0.0	51.7	0.0	34.8
26%	1.7	53.4	1.9	36.7
25%	46.6	100.0	63.3	100.0

### 3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成25年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費 I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.412	0.582	0.752	0.921
住居関係費	0.976	0.879	0.782	0.686
被服・履物費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑費 I	0.353	0.452	0.550	0.648
雑費 II	0.433	0.459	0.486	0.512

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第30表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,470円	30,270円	42,780円	55,270円	67,760円
住居関係費	49,860	52,580	47,360	42,150	36,930
被服・履物費	4,410	4,390	7,630	10,860	14,100
雑費Ⅰ	29,140	50,650	64,720	78,780	92,850
雑費Ⅱ	10,920	30,830	32,730	34,620	36,510
計	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150

その2 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,870円	33,030円	46,660円	60,290円	73,920円
住居関係費	60,630	63,940	57,600	51,250	44,900
被服・履物費	6,480	6,450	11,200	15,950	20,700
雑費Ⅰ	26,100	45,370	57,970	70,570	83,170
雑費Ⅱ	18,090	51,080	54,220	57,350	60,490
計	140,170	199,870	227,650	255,410	283,180

### 第31表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成23年度	平成24年度	平成24年4月	5月	6月	7月	
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.3	
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)	0.68	0.82	0.79	0.80	0.81	0.81	
		島根県	(倍)	0.88	0.96	0.97	1.00	0.95	0.95	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	4.5	4.3	4.5	4.4	4.3	4.3	
賃金・労働時間	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)	291.7	289.2	293.0	289.0	290.4	289.5	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.0	△ 0.1	0.8	1.1	0.2	0.1	
		島根県	(千円)			249.6	249.1	253.0	252.2	
			前年度比・ 前年同月比 (%)			△ 1.7	△ 0.3	0.4	0.7	
	⑤ うち所定内給与	全国	(千円)	267.6	265.4	268.1	265.2	266.6	266.0	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.1	△ 0.2	0.3	0.6	△ 0.1	0.0	
		島根県	(千円)			228.8	229.0	232.0	231.1	
			前年度比・ 前年同月比 (%)			△ 1.9	0.3	0.7	1.0	
	⑥ うち所定外給与	全国	(千円)	24.1	23.8	24.9	23.8	23.8	23.5	
		島根県	(千円)			20.8	20.2	20.7	21.0	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	149.8	149.5	153.6	148.3	154.9	153.2		
		島根県	(時間)			157.1	151.0	159.7	157.9	
	⑧ うち所定外労働時間数	全国	(時間)	12.0	12.1	12.7	12.1	12.0	12.0	
		島根県	(時間)			11.5	11.0	10.7	11.6	
生計費	⑨ 消費支出 (名目)	全世帯	全国	(千円)	282.9	286.4	304.3	288.6	270.7	283.5
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 2.7	1.2	4.2	4.4	2.2	1.1
		勤労者世帯	松江市	(千円)	269.3	271.5	321.6	293.2	244.7	263.4
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 4.0	0.8	18.3	1.1	△ 7.2	9.1
			全国	(千円)	308.5	314.2	340.1	305.4	293.6	312.9
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 3.0	1.8	4.8	1.5	2.8	1.3
松江市	(千円)	298.6	303.4	374.7	283.9	258.1	317.5			
	前年比・ 前年同月比 (%)	△ 3.4	1.6	11.5	△ 15.5	1.1	27.1			
物価	⑩ 消費者物価指数 (総合)		全国	前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.3	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.4
			松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.6	0.4	0.3	0.1
	⑪ 国内企業物価指数			前年度比・ 前年同月比 (%)	1.4	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.5	△ 2.3

- (注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪は平成22年基準である。  
2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
3 ⑨の平成23年度、24年度の欄は、それぞれ平成23暦年、24暦年の数値である。  
4 ⑨の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。  
5 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。  
(1)③は、平成23年度については岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。  
(2)⑨は、平成23年度(平成23暦年)については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収でき

8月	9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所	
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.3	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
0.81	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89	0.90	厚生労働省	
0.96	0.95	0.95	0.94	0.95	0.96	0.99	0.97	0.99	1.01		
4.2	4.3	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	総務省 (労働力調査)	
288.2	288.4	289.6	289.5	289.4	285.8	287.9	289.5	292.8	288.4	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
0.2	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.1	△ 0.2		
250.8	249.9	250.8	252.9	250.0	248.4	252.3	250.6	254.9	252.1		
0.8	△ 0.2	△ 0.5	0.2	△ 0.3	0.5	1.5	0.3	2.1	1.2		
265.0	265.6	266.1	265.5	265.0	262.2	264.0	265.0	267.8	264.4		
0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4		
229.9	229.8	230.8	231.7	229.5	228.8	231.7	229.8	233.8	232.3		
0.8	△ 0.1	0.0	0.5	0.3	0.8	1.7	0.5	2.2	1.4		
23.2	22.8	23.5	24.1	24.4	23.6	23.9	24.5	25.1	23.9		
20.9	20.2	20.0	21.3	20.5	19.7	20.6	20.8	21.1	19.8		
148.4	148.1	152.5	155.3	148.6	139.1	145.4	146.7	154.0	149.3		
154.3	152.7	159.3	160.2	152.2	143.4	150.5	151.1	161.7	153.1		
11.6	11.8	12.1	12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7	12.1		
11.0	11.1	11.0	11.3	11.4	10.6	11.0	11.5	11.4	10.9		
284.3	266.7	285.0	274.0	325.8	288.4	268.5	316.5	304.4	283.2		総務省 (家計調査)
0.8	△ 1.1	0.1	0.1	△ 0.7	1.6	1.0	4.0	0.0	△ 1.9		
245.3	264.1	268.8	257.1	286.8	288.9	282.5	354.6	364.1	271.7		
3.1	9.0	3.2	△ 0.7	△ 8.6	2.0	11.3	28.8	13.2	△ 7.3		
311.0	300.5	315.1	300.3	359.5	320.6	298.8	350.9	340.2	308.1		
0.7	0.7	0.6	1.8	2.4	3.6	2.0	6.3	0.0	0.9		
261.2	316.7	283.5	321.2	318.3	302.2	331.6	441.2	392.1	349.4		
2.0	21.6	△ 0.6	3.7	0.5	△ 10.6	19.5	52.1	4.7	23.1		
△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3	総務省	
0.2	0.3	0.2	0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	0.1		
△ 2.0	△ 1.5	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.5	日本銀行	

た地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。

## 4 人事管理関係

### 第32表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

#### その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
知事部局等	10.6	10.6	10.7	10.6
警察	6.2	6.0	7.3	6.8
高校等	10.9	10.7	11.1	11.0
小中学校等	10.3	10.2	10.6	10.7
全所属	10.0	9.9	10.3	10.2

(勤務条件等実態調査)

#### その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
知事部局等	3.6	3.6	3.6	3.7
警察	3.1	3.4	3.6	3.7
高校等	3.4	3.4	3.4	3.6
小中学校等	3.8	3.8	3.8	3.9
全所属	3.6	3.6	3.6	3.7

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年本委員会が各所属に対して実施している調査  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）  
 「高校等」：高校、特別支援学校  
 「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 3 日数は、職員1人当たりの平均取得日数である。

### 第33表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局等	145.3	146.5	165.1	176.2
警察	272.2	279.2	260.7	263.0
高校等	40.9	50.5	49.5	64.5
小中学校等	89.4	100.0	112.9	119.8
全所属	177.1	181.8	188.3	196.7

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人当たりの平均である。  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）に勤務する職員  
 「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員  
 「小中学校等」：小学校、中学校及び共同調理場に勤務する事務職員及び学校栄養職員  
 3 平成20年度より病院局の職員を集計から除いている。

### 第34表 育児休業・介護休暇の取得状況

#### その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局等	48(2)	29(2)	37(3)	31(4)
警察	12(0)	11(0)	14(0)	7(0)
高校等	48(2)	48(0)	45(4)	33(1)
小中学校等	70(1)	79(0)	69(0)	80(0)
全所属	178(5)	167(2)	165(7)	151(5)

#### その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局等	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
警察	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
高校等	2(0)	5(0)	7(1)	1(0)
小中学校等	9(1)	6(0)	19(1)	20(6)
全所属	11(1)	13(2)	26(2)	21(6)

- (注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）  
 「高校等」：高校、特別支援学校  
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

## 第35表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

### その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
知事部局等	162	182	179	187
うち精神疾患	29	36	30	41
警察	57	41	34	52
うち精神疾患	17	9	13	15
高校等	228	249	208	245
うち精神疾患	13	33	19	19
小中学校等	353	318	341	393
うち精神疾患	36	45	47	36
全所属	800	790	762	877
うち精神疾患	95	123	109	111

(勤務条件等実態調査)

### その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
知事部局等	15	15	10	19
うち精神疾患	9	10	5	11
警察	5	6	8	7
うち精神疾患	4	6	7	5
高校等	12	15	20	16
うち精神疾患	9	11	13	10
小中学校等	35	35	46	42
うち精神疾患	21	24	29	27
全所属	67	71	84	84
うち精神疾患	43	51	54	53

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 人数は、各年(1月1日から12月31日)における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合はいずれの表にも計上している。
- 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く。)
- 「高校等」：高校、特別支援学校
- 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成25年10月18日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町1